

那珂市自転車活用推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の基本理念に基づき、自転車の利活用を総合的・計画的に推進していくことを目的として、那珂市の実状に応じた具体的な目標や施策等に関し、那珂市版の自転車活用推進計画を策定し推進するため、那珂市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、助言等を行う。

- (1) 那珂市自転車活用推進計画の策定に関すること。
- (2) 自転車ネットワーク計画の策定に関すること。
- (3) 那珂市における自転車走行環境の改善に関すること。
- (4) 那珂市における自転車利用者の受け入れ環境の充実等に関すること。
- (5) 那珂市自転車活用推進計画に基づく目標及び施策に関する進行管理に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 関係機関及び関係団体の者
- (3) 市内事業所の者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から市長が委嘱し、副会長には会長が委員の中から指名した者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる協議会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 会務に関し必要な調査及び調整を行うため、協議会に幹事を置く。

2 幹事は、企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び教育部長をもって充てる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、企画部政策企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。